

令和2年度「全国高等学校長協会生徒指導研究委員会」並びに「全国普通科高等学校長会」

アンケート調査（設問用紙）

次の各質問に対する回答を「選択肢群」の中から記号で選び、回答シートの所定の欄に入力してください。また、「その他」を選択した場合には、所定の欄に具体的に回答を記述してください。

「自由記述」をもってご回答をいただく設問については、所定の欄にメッセージやご意見を願います。

設問の趣旨 ☆ 基本データ(回答者のプロフィール)

回答者である貴職に関して伺います。今回のアンケート調査は、「現任校」のみならず、これまでの管理職経験、また校長経験に照らした皆様のご知見をいただくことで、より厚みのある調査に仕上げたいと考えています。

つまり、このアンケートで「最近」あるいは「これまで」という表記は、貴職が初めて学校管理職に就いて以降、今日までの期間を指し、また「校長として」「現任校で」と限定した質問は、貴職が校長として勤務された学校でのことを意味するものと、それぞれお考えください。

なお、都道府県・法人等によって管理職の職制や呼称が異なる場合がありますが、回答者ご自身が設問の趣旨を踏まえて、適宜、ご判断ください。

【基本・プロフィール(1)】 学校管理職としての経験は何年ですか。〔回答選択数：1個〕

a 1年目	b 2～3年目	c 4～5年目
d 6～7年目	e 8～9年目	f 10年以上

【基本・プロフィール(2)】 「現任校」は校長として何校目の勤務校ですか。〔回答選択数：1個〕

a 1校目	b 2校目	c 3校目
d 4校目	e 5校目以上	

【基本・プロフィール(3)ア】 現任校も含めて、貴職が校長として勤務した経験のある校種をお答えください。

〔回答選択数：複数可〕

a 高等学校	b 中等教育学校	c 特別支援学校
d その他（ ）		

【基本・プロフィール(3)イ】 現任校も含めて、貴職が校長として勤務した経験のある課程をお答えください。

〔回答選択数：複数可〕

a 全日制	b 定時制	c 通信制
d その他 ( )		

【基本・プロフィール(3)ウ】 現任校も含めて、貴職が校長として勤務した経験のある学科をお答えください。

〔回答選択数：複数可〕

a 普通科	b 専門学科	c 総合学科
d その他 ( )		

### 設問の趣旨 ☆ A 生徒指導に係る諸課題の現状

今回の調査研究のスタートとして、最近感じている、主に生徒指導に関する学校や管理職としての課題や傾向、困り感などについて伺います。

今後の人材育成や「働き方改革」などの考察につなげられるように、方向性の共有を図ることを目的としています。

#### 【A・設問1】 社会全般や教育現場における課題等の傾向

しかしながら、調査研究の初年度である令和2年度は、研究委員会として取り上げて検討すべきと考える課題を次の3つに絞り込み、具体的な設問テーマとしました。

#### 【A・設問2】 保護者対応について

#### 【A・設問3】 法的な支援について

#### 【A・設問4】 管理職・教職員の役割について（人材育成の観点から）

【A・設問1-(1)】生徒や保護者、地域等と学校との関係を想定する中で、最近<sup>(※1)</sup>主に生徒指導上の観点から、社会全般や教育現場において増加傾向にあると感じる事案・場面について、次のうちから選んでお答えください。

〔回答選択数：10個まで〕

(※1)管理職に昇任してからの期間と考えてください。

- |   |                              |
|---|------------------------------|
| a | 管理職の対応ミスが原因と考えられるトラブルが発生すること |
| b | 教諭等の対応ミスが原因と考えられるトラブルが発生すること |
| c | 学校の組織や体制が原因と考えられるトラブルが発生すること |
| d | 社会通念上、一般的と思われる論理や説明が通じにくいこと  |
| e | 価値観が明らかに学校の基準では測りきれないこと      |
| f | 理不尽な要求や要望をすること               |
| g | 言動が暴力的なこと                    |
| h | 家庭の教育力が低下していること              |
| i | 学校の指導方針に沿う意志が感じられないこと        |
| j | 必要以上に子どもを擁護しようとする            |
| k | 学校側を一方的・継続的に批判すること           |
| l | 保護者が前面に出て、生徒自身を課題に向き合わせないこと  |
| m | 素性(名前や顔)を明かさず匿名を押し通すこと       |
| n | 弁護士が同席すること                   |
| o | 第三者(弁護士以外)が同席すること            |
| p | トラブルに関して法的な解決を求めてくること        |
| q | 学校とともに解決を目指さず、教育委員会等に訴えること。  |
| r | 特に感じていない                     |
| s | その他( 感じていることを具体的に記述してください )  |

【A・設問1-(2)】上記の設問でa～qと回答いただいた事案・場面で、特に貴職が課題性や対応への苦慮を感じているものはどのようなことですか。

〔回答選択数：5個まで〕

- |   |                              |
|---|------------------------------|
| a | 管理職の対応ミスが原因と考えられるトラブルが発生すること |
| b | 教諭等の対応ミスが原因と考えられるトラブルが発生すること |
| c | 学校の組織や体制が原因と考えられるトラブルが発生すること |
| d | 社会通念上、一般的と思われる論理や説明が通じにくいこと  |
| e | 価値観が明らかに学校の基準では測りきれないこと      |
| f | 理不尽な要求や要望をすること               |
| g | 言動が暴力的なこと                    |
| h | 家庭の教育力が低下していること              |
| i | 学校の指導方針に沿う意志が感じられないこと        |
| j | 必要以上に子どもを擁護しようとする            |
| k | 学校側を一方的・継続的に批判すること           |
| l | 保護者が前面に出て、生徒自身を課題に向き合わせないこと  |
| m | 素性(名前や顔)を明かさず匿名を押し通すこと       |
| n | 弁護士が同席すること                   |
| o | 第三者(弁護士以外)が同席すること            |
| p | トラブルに関して法的な解決を求めてくること        |
| q | 学校とともに解決を目指さず、教育委員会等に訴えること。  |
| r | 特に感じていない                     |
| s | その他( 感じていることを具体的に記述してください )  |

## 保護者対応について

【A・設問2-(1)】これまで生徒指導に関して「保護者の言動や対応」で困った事例・場面があれば、該当するものの記号をお答えください。

〔回答選択数：3個まで〕

☆次の設問【A・設問2-(2)ア】～【A・設問2-(2)ウ】の解決策と対応するように、この設問では、アルファベットの昇順にそれぞれ「アの事例・場面」「イの事例・場面」「ウの事例・場面」と想定して回答してください。

例) f・g・iの3つを選択したら・・・

f⇒「アの事例・場面」⇒ 解決策として次の設問では b を選択

g⇒「イの事例・場面」⇒ 解決策として次の設問では f と i を選択

i⇒「ウの事例・場面」⇒ 解決策として次の設問では e と h を選択

- |                                 |                         |              |
|---------------------------------|-------------------------|--------------|
| a 連絡が取りにくい                      | b 居所を明らかにしない            | c 面談・面会に応じない |
| d 家庭訪問を拒否する                     | e 学校の指導への協力姿勢が見られない     |              |
| f 主張ばかりで折り合う姿勢がない               | g 暴言や暴力など粗暴な態度をとる       |              |
| h 頻繁な電話や執拗な面会を求める               | i 同じ内容の主張・苦情の電話が長時間にわたる |              |
| j 休日や時刻に対する感覚が乏しい               |                         |              |
| k 特に困った事例や場面はない                 |                         |              |
| l その他 ( 困った事例や場면을具体的に記述してください ) |                         |              |

【A・設問2-(2)ア】〔上記の設問(1)で1つ以上「ある」と答えた方のみお答えください〕  
アの事例・場面に対して、どのように解決を図りましたか。

〔回答選択数：複数可〕

- |                                 |                       |
|---------------------------------|-----------------------|
| a 一定の関係性が構築される中で改善に向かった         |                       |
| b 相手方が納得するまで要求どおりに対応した          |                       |
| c 教育委員会の指導を受けながら対応し解決した         |                       |
| d 学校の範疇を超えたため教育委員会に対応を任せた       |                       |
| e コンプライアンスに努めつつ支援や説明を続け解決した     |                       |
| f 警察に通報して解決した                   | g 弁護士などの支援を受けて法的に解決した |
| h 当該生徒の卒業とともに解決した               | i 当該生徒の中途退学等とともに解決した  |
| j 結局、解決しなかった                    |                       |
| k その他 ( 解決のための方策を具体的に記述してください ) |                       |

【A・設問2-(2)イ】〔上記の設問(1)で1つ以上「ある」と答えた方のみお答えください〕  
イの事例・場面に対して、どのように解決を図りましたか。

〔回答選択数：複数可〕

- a 一定の関係性が構築される中で改善に向かった
- b 相手方が納得するまで要求どおりに対応した
- c 教育委員会の指導を受けながら対応し解決した
- d 学校の範疇を超えたため教育委員会に対応を任せた
- e コンプライアンスに努めつつ支援や説明を続け解決した
- f 警察に通報して解決した g 弁護士などの支援を受けて法的に解決した
- h 当該生徒の卒業とともに解決した i 当該生徒の中途退学等とともに解決した
- j 結局、解決しなかった
- k その他（ 解決のための方策を具体的に記述してください ）

【A・設問2-(2)ウ】〔上記の設問(1)で1つ以上「ある」と答えた方のみお答えください〕  
ウの事例・場面に対して、どのように解決を図りましたか。

〔回答選択数：複数可〕

- a 一定の関係性が構築される中で改善に向かった
- b 相手方が納得するまで要求どおりに対応した
- c 教育委員会の指導を受けながら対応し解決した
- d 学校の範疇を超えたため教育委員会に対応を任せた
- e コンプライアンスに努めつつ支援や説明を続け解決した
- f 警察に通報して解決した g 弁護士などの支援を受けて法的に解決した
- h 当該生徒の卒業とともに解決した i 当該生徒の中途退学等とともに解決した
- j 結局、解決しなかった
- k その他（ 解決のための方策を具体的に記述してください ）

【A・設問2-(3)】これまで、主に生徒指導に関して「保護者からの要求やクレーム」で困った事例・場面があれば、該当するものを記号でお答えください。

〔回答選択数：3個まで〕

☆次の設問【A・設問2-(4)ア】～【A・設問2-(4)ウ】の解決策と対応するように、この設問では、アルファベットの昇順にそれぞれ「アの事例・場面」「イの事例・場面」「ウの事例・場面」と想定して回答してください。

例) a・e・hの3つを選択したら・・・

a⇒「アの事例・場面」⇒ 解決策として次の設問ではcを選択

e⇒「イの事例・場面」⇒ 解決策として次の設問ではeを選択

h⇒「ウの事例・場面」⇒ 解決策として次の設問ではbとeを選択

- |   |                                       |
|---|---------------------------------------|
| a | 「いじめ防止対策推進法」に定める、いじめ重大事態に関する内容        |
| b | 生徒指導の指導方針の内容(特別指導等(※2)や日数など)          |
| c | 事実確認の過程における瑕疵                         |
| d | 一連の事案発生過程における関係教職員の指導の適否              |
| e | 一連の事案対応の過程における関係教職員の対応(言葉づかい・態度・口調など) |
| f | 相手方が存在する一連の事案対応における不満(バランス・指導内容など)    |
| g | 学級担任や部活動顧問の交代など校内の人事配置                |
| h | 校長への直接的な交渉の要求                         |
| i | 保護者同士のトラブルや対立関係の調整や仲裁                 |
| j | 困るほどの要求やクレームは特にない                     |
| k | その他(要求やクレームを具体的に記述してください)             |

(※2) 生徒が問題行動を行った場合に学校として自宅や校内の別室で反省期間を設ける等の特別な指導措置(学校教育法上の懲戒としてではなく、いわゆる「事実行為としての懲戒」。以下、「特別指導」という。)

【A・設問2-(4)ア】〔上記の設問(3)で1つ以上「ある」と答えた方のみお答えください〕

アの事例・場面に対して、どのように解決を図りましたか。

〔回答選択数：複数可〕

- |   |                            |
|---|----------------------------|
| a | 一定の関係性が構築される中で改善に向かった      |
| b | 相手方が納得するまで要求どおりに対応した       |
| c | 教育委員会の指導を受けながら対応し解決した      |
| d | 学校の範疇を超えたため教育委員会に対応を任せた    |
| e | コンプライアンスに努めつつ支援や説明を続け解決した  |
| f | 警察と連携して解決した                |
| g | 弁護士などの支援を受けて法的に解決した        |
| h | 当該生徒の卒業とともに解決した            |
| i | 当該生徒の中途退学等とともに解決した         |
| j | 結局、解決しなかった                 |
| k | その他(解決のための方策を具体的に記述してください) |

【A・設問2-(4)イ】〔上記の設問(3)で1つ以上「ある」と答えた方のみお答えください〕  
イの事例・場面に対して、どのように解決を図りましたか。

〔回答選択数：複数可〕

- |  |
|--|
| a 一定の関係性が構築される中で改善に向かった                |
| b 相手方が納得するまで要求どおりに対応した                 |
| c 教育委員会の指導を受けながら対応し解決した                |
| d 学校の範疇を超えたため教育委員会に対応を任せた              |
| e コンプライアンスに努めつつ支援や説明を続け解決した            |
| f 警察と連携して解決した g 弁護士などの支援を受けて法的に解決した    |
| h 当該生徒の卒業とともに解決した i 当該生徒の中途退学等とともに解決した |
| j 結局、解決しなかった                           |
| k その他（ 解決のための方策を具体的に記述してください ）         |

【A・設問2-(4)ウ】〔上記の設問(3)で1つ以上「ある」と答えた方のみお答えください〕  
ウの事例・場面に対して、どのように解決を図りましたか。

〔回答選択数：複数可〕

- |  |
|--|
| a 一定の関係性が構築される中で改善に向かった                |
| b 相手方が納得するまで要求どおりに対応した                 |
| c 教育委員会の指導を受けながら対応し解決した                |
| d 学校の範疇を超えたため教育委員会に対応を任せた              |
| e コンプライアンスに努めつつ支援や説明を続け解決した            |
| f 警察と連携して解決した g 弁護士などの支援を受けて法的に解決した    |
| h 当該生徒の卒業とともに解決した i 当該生徒の中途退学等とともに解決した |
| j 結局、解決しなかった                           |
| k その他（ 解決のための方策を具体的に記述してください ）         |

### 法的な支援について

【A・設問3-(1)】これまで学校運営の様々な場面で、“スクールロイヤー”や“法律の専門家”  
以下、専門家という)による法的な支援の必要性を感じたことがありますか。

- |      |      |             |
|------|------|-------------|
| a ある | b ない | c どちらともいえない |
|------|------|-------------|

【A・設問3-(2)】上記の設問(1)で「ある」とお答えの方に伺います。それはどのような事案・場面ですか。主に生徒指導上の観点からお答えください。

〔回答選択数：複数可〕

- |   |  |
|---|--|
| a | 盗難被害等の事案について、学校の管理責任（法的な責任）が問われた場合     |
| b | 通学中の生徒との接触による負傷等、学校の管理責任（法的な責任）が問われた場合 |
| c | 生徒の行動に起因する、住民等からの請求があった場合              |
| d | 「いじめ防止対策推進法」に定める重大事態が発生した場合            |
| e | 重大な学校事故等が発生した時の保護者説明等に関する事             |
| f | 体罰等の教職員の事故や不祥事が発生した時の保護者説明等に関する事       |
| g | 保護者や第三者等が執拗な要求や理不尽な要望を押しとおそうとする場合      |
| h | 保護者や第三者等が暴言や暴力など粗暴な態度をとる場合             |
| i | 生徒指導上の指導や支援を行う際に、保護者の理解を得られない場合        |
| j | 生徒指導上の指導や支援を行う際に、警察と連携する必要がある場合        |
| k | 学校の生徒指導方針を検討する場合                       |
| l | 人権上の問題が発生したか、その惧れがある場合                 |
| m | 校長として「懲戒」を考えている場合                      |
| n | 進級や卒業、生徒の身分上の措置に関して生徒・保護者から納得を得られない場合  |
| o | 相手方が弁護士などを帯同して来た場合                     |
| p | 文書での回答を求められた案件に対応する場合                  |
| q | その他（想定される場面を具体的に記述してください）              |

【A・設問3-(3)】これまで学校運営の様々な場面で、専門家による法的な支援を実際に受けたことがありますか。

- |   |    |   |    |
|---|----|---|----|
| a | ある | b | ない |
|---|----|---|----|



【A・設問3－(4)】〔上記の設問(3)で「ある」と答えた方のみお答えください〕それはどのような事案・場面ですか。主に生徒指導上の観点から（回答が可能でしたら）お答えください。

〔回答選択数：複数可〕

- a 盗難被害等の事案について、学校の管理責任（法的な責任）が問われた事案
- b 通学中の生徒との接触による負傷等、学校の管理責任（法的な責任）が問われた事案
- c 生徒の行動に起因する、住民等からの請求があった事案
- d 「いじめ防止対策推進法」に定める重大事態の発生に至った事案
- e 重大な学校事故等が発生した時の保護者説明等に関する事
- f 体罰等の教職員の事故や不祥事が発生した時の保護者説明等に関する事
- g 保護者や第三者等が執拗な要求や理不尽な要望を押しとおそうとした時
- h 保護者や第三者等が暴言や暴力など粗暴な態度をとった時
- i 生徒指導上の指導や支援を行う際に、保護者の理解を得られなかった時
- j 生徒指導上の指導や支援を行う際に、警察と連携する必要があった時
- k 学校の生徒指導方針を検討した時
- l 人権上の問題が発生したか、その惧れがあった時
- m 校長として「懲戒」を考えた時
- n 進級や卒業、生徒の身分上の措置に関して生徒・保護者から納得を得られなかった時
- o 相手方が弁護士などを帯同して来た時
- p 文書での回答を求められた案件に対応した時
- q その他（ 実際の事案・場面を差し支えない範囲で記述してください ）

【A・設問3－(5)】「現任校」の設置者（都道府県、自治体または私立学校）における専門家による法的支援の仕組みについて、該当するものを記号でお答えください。  
（承知されている範囲での回答で構いません） 〔回答選択数：複数可〕

- a 都道府県や自治体の教育委員会に専門家が配置されている
- b 複数名の専門家が配置されて、一定のエリアや校数を担当している
- c 学校に専属する専門家が配置されている
- d 要請すれば支援が無料で受けられる仕組みがある
- e 要請すれば支援が有料で受けられる仕組みがある
- f 配置もなく、要請しても支援を受けられない仕組みがない
- g わからない
- h その他（ 配置等の仕組みを具体的に記述してください ）

【A・設問3-(6)】 専門家による法的支援が学校に及ぼす効果として考えられることについて、該当するものを記号でお答えください。 [回答選択数3個まで]

- a 校長が自分の判断や対応（生徒指導・保護者対応・教職員への指導）に自信を持つことができる
- b 論点や争点が整理されることで、相手方との話し合いなどが合理的に進む
- c 事案の法的な意味が分かったうえで見通しをもって対応できる
- d 不当な要求などに対する抑止力になる
- e 事案対応などをおして、職員の法的な感覚やコンプライアンスへの意識が高まる
- f 専門家が事案対応に加わることで「働き方改革」の推進につながる
- g 特に効果があるとは思わない
- h その他（ 学校に及ぼす効果を具体的に記述してください ）

【A・設問3-(7)】 学校が専門家による法的支援を受ける場合に、期待することや望ましいこと、また課題になることとして考えられることについて、該当するものを記号でお答えください。 [回答選択数：3個まで]

- a 煩雑な手続き等がなく、必要な時に支援を受けられること
- b 具体的な対応につながる助言を得られること
- c 学校の事情や事案の内容を承知してくれること
- d 実際に学校で対応してくれること
- e 費用がかかるため支援が受けにくいこと
- f そもそも支援を受ける仕組みがないので、整える必要があること
- g あまり必要性を感じていない
- h その他（ 期待することや望ましいこと、課題などを具体的に記述してください ）

## 管理職・教職員の役割について(人材育成の観点から)

- 【A・設問4-(1)】生徒指導事案への対応において、副校長や教頭に期待したい役割はどのようなことですか。該当するものを記号でお答えください。  
なお、職制や職の呼称は貴校の設置者の定めるところに当てはめて、適宜、ご判断ください。〔回答選択数：5個まで〕

- a 校長が考えている生徒指導に対する理念や観点を理解して、担当部署や職員間での共有を図ること
- b 指導の内容（説諭の趣旨・指導の観点など）について、校長の指導方針に沿って担当部署との情報共有や合意形成を図ること
- c 校長に委ねるのではなく、自らの判断を校長に具申提案すること
- d 単なる校長への“連絡係”ではなく、担当部署や職員との“前捌き”ができること
- e クレームなどの外部対応の際には、校長が出る前に食い止めること
- f 校長不在時に副校長・教頭による事案処理を適切に行うこと
- g 校長への報告・連絡・相談を適時・適切に行うこと
- h 担当部署の意見に対して必要な指導や助言を行うこと
- i 法令・規則等の根拠に基づいた判断ができること
- j 社会通念や関係者の心情、客観的な事情を踏まえた判断ができること
- k その他（期待したい役割を具体的に記述してください）

- 【A・設問4-(2)】生徒指導事案への対応において、教員（特に主任・主幹など担当部署のリーダー的な職員）に期待したい役割はどのようなことですか。該当するものを記号でお答えください。〔回答選択数：5個まで〕

- a 事案や指導内容について、担当部署内で情報共有や合意形成を図ること
- b 管理職に対して指導方針の原案等について、自らの判断を具申提案すること
- c 関係者の心情に寄り添い、客観的な事情を踏まえた判断ができること
- d 管理職への報告・連絡・相談を適時・適切に行うこと
- e 校長の方針を理解して担当部署に指示すること
- f 学校の方針に従って、担当部署をチームとして動かせること
- g 当該行動の問題性や「なぜダメなのか」を説明できること
- h 学校の意向を保護者や外部に適切に説明できること
- i 担任指導・学年指導の段階である事案への指導を適切に行うよう教員を指導できること
- j 学校の措置する指導方針に関する校内ルールを教員に十分理解させること
- k 指導方針に一貫性があり、学年等により差が生じないように調整すること
- l その他（期待したい役割を具体的に記述してください）

## 設問の趣旨 ☆ B 生徒指導上の新たな課題

このカテゴリでは、生徒指導が「持続可能」な教育活動であるために、社会全般の要請や教育施策の動向などを踏まえて、学校が仕組みを見直したり、教職員がしっかりと意識を改めるなどして“適応”を図る必要があるのではないか、という観点から調査と研究を進めたいと思います。

生徒たちの学校生活全般にわたるルール（いわゆる「校則等」）は、しばしば情報公開の対象になったり、“ブラック校則”などの言われようをして、マスコミに取り上げられることがあります。時代性を踏まえつつも、様々な経緯や学校としての歴史的な背景をもつ「校則等」や、それを具体化するための「生徒指導基準等」について、校長の捉え方を伺うことを目的にしています。

【B・設問1】校則等や生徒指導基準等の公開などについて

【B・設問2】校則等や生徒指導基準等の見直しなどについて

令和4年度に、民法の一部改正による「成年年齢の引き下げ」が施行され、今年度の新入生からは、成年年齢に達した高校生が在籍することになります。このことを踏まえ、校内的な対応に関する校長の意見や考え方を共有することを目的としています。

【B・設問3】「成年年齢の引き下げ」に伴う生徒指導上の課題について

今年度、教育現場は新型コロナウイルス感染症対策という、かつて経験したこともない事態に見舞われています。その中で生徒たちは計り知れないほどの心身のダメージを受けてきたことが危惧されます。主に生徒指導上の観点から、校長の知見を伺います。

【B・設問4】新型コロナウイルス感染症対策に伴う生徒指導上の課題について

### 校則等や生徒指導基準等の公開などについて

【B・設問1ー(1)】「現任校」では校則（生徒心得等、生徒手帳等に記載された学校生活全般にわたるルール。以下、「校則等」という。）を公開<sup>(※3)</sup>していますか。

〔回答選択数：1個〕

(※3) この場合の《公開》とは、入学(予定)者や在校生及び保護者に対して行うものではなく、入学希望者への配布やHP上への掲載など、不特定多数に対する情報提供とお考えください。

a している      b していない      c 校則等自体がない

【B・設問1－(2)】上記の設問(1)で「している」とお答えの方に伺います。公開している理由について、該当するものを記号でお答えください。〔回答選択数：1個〕

- |                        |               |
|------------------------|---------------|
| a 学校独自の判断              | b 保護者や地域からの要望 |
| c 教育委員会等の所管機関や設置者からの指示 |               |
| d その他（理由を具体的に記載してください） |               |

【B・設問1－(3)】上記の設問(1)で「している」とお答えの方に伺います。公開による効果(今後、期待できることを含む)について該当するものを記号でお答えください。〔回答選択数：3個まで〕

- |                              |
|------------------------------|
| a 学校の生徒指導方針を保護者・地域と共有できる     |
| b 入学前の生徒・保護者への説明責任を果たす       |
| c 入学後の生徒・保護者が学校の生徒指導方針を理解する  |
| d 生徒に対する指導がしやすくなる（“ぶれ”がなくなる） |
| e 保護者や地域の学校についての理解が進む        |
| f 保護者や地域の協力を得やすくなる           |
| g 効果（期待できること）は特にならない         |
| h その他（具体的に記述してください）          |

【B・設問1－(4)】「現任校」では生徒指導基準（生徒指導に関する校内規定等「特別な指導」等を行う際に判断基準となる規定。以下、「生徒指導基準等」という。）を公開していますか。〔回答選択数：1個〕

- |                     |
|---------------------|
| a 不特定多数を対象として公開している |
| b 入学(予定)者を対象に公開している |
| c 生徒指導基準等、自体がない     |
| d していない             |

【B・設問1－(5)】上記の設問(4)で「公開している（a か b）」とお答えの方に伺います。公開している理由について、該当するものを記号でお答えください。〔回答選択数：1個〕

- |                        |               |
|------------------------|---------------|
| a 学校独自の判断              | b 保護者や地域からの要望 |
| c 教育委員会等の所管機関や設置者からの指示 |               |
| d その他（理由を具体的に記載してください） |               |

【B・設問1-(6)】上記の設問(4)で「公開している(aかb)」とお答えの方に伺います。  
公開による効果(今後、期待できることを含む)について該当するものを記号  
でお答えください。 [回答選択数：3個まで]

- a 学校の生徒指導方針を保護者・地域と共有できる
- b 入学前の生徒・保護者への説明責任を果たす
- c 入学後の生徒・保護者が学校の生徒指導方針を理解する
- d 生徒に対する指導がしやすくなる(“ぶれ”がなくなる)
- e 保護者や地域の学校についての理解が進む
- f 保護者や地域の協力を得やすくなる
- g 効果(期待できること)は特にならない
- h その他(具体的に記述してください)

### 校則等や生徒指導基準等の見直しなどについて

【B・設問2-(1)】「現任校」では校則等に改定や修正等の「見直し」の必要性を感じていますか。  
あるいは貴職在任中に「見直し」を行いましたか。該当するものを記号でお  
答えください。 [回答選択数：1個]

- a 必要性を感じたので、在任中に見直しを済ませた
- b 必要性を感じているので、在任中に見直しを進める予定
- c 必要性は感じているが、見直しは難しい
- d 特に必要性を感じていない
- e 校則等、自体がない
- f その他(具体的に記述してください)

【B・設問2-(2)】上記の設問(1)で、「見直しを済ませた」あるいは在任中に「見直しを進める  
予定」(aかb)とお答えの方に伺います。それはどのような観点ですか。該  
当するものを記号でお答えください。 [回答選択数：3個まで]

- a 現代の社会情勢にそぐわない内容の見直し
- b 学校の実態にそぐわないことによる見直し
- c 校長の生徒指導方針にそぐわないことによる見直し
- d 用語に不適切な表現があったことによる見直し
- e 学校以外からの要請による見直し
- f 定期的に見直し時期を定めていることによる見直し
- g その他(具体的に記述してください)

【B・設問2－(3)】上記の設問(1)で、「見直しは難しい」あるいは「見直しの必要性を感じていない」(cかd)とお答えの方に伺います。それはどのような理由からですか。該当するものを記号でお答えください。〔回答選択数：3個まで〕

- a 現代の社会情勢に沿った内容だから
- b 学校の実態に適合しているから
- c 校長の生徒指導方針を反映した内容だから
- d 用語に不適切な表現がないから
- e 定期的な見直しを定めた時期ではないから
- f 見直しをしたばかりだから
- g 学校内で見直しの機運が醸成しないから
- h 地域や同窓会などの反発が予想されるから
- i その他（理由を具体的に記述してください）

【B・設問2－(4)】「現任校」では生徒指導基準等に改定や修正等の「見直し」の必要性を感じていますか。あるいは貴職在任中に「見直し」を行いましたか。該当するものを記号でお答えください。〔回答選択数：1個〕

- a 必要性を感じたので、在任中に見直しを済ませた
- b 必要性を感じているので、在任中に見直しを進める予定
- c 必要性は感じているが、見直しは難しい
- d 特に必要性を感じていない
- e 生徒指導基準等、自体がない
- f その他（具体的に記述してください）

【B・設問2－(5)】上記の設問(4)で、「見直しを済ませた」あるいは在任中に「見直しを進める予定」(aかb)とお答えの方に伺います。それはどのような観点ですか。該当するものを記号でお答えください。〔回答選択数：3個まで〕

- a 現代の社会情勢にそぐわない内容の見直し
- b 学校の実態にそぐわないことによる見直し
- c 校長の生徒指導方針にそぐわないことによる見直し
- d 用語に不適切な表現があったことによる見直し
- e 学校以外からの要請による見直し
- f 定期的に見直し時期を定めていることによる見直し
- g その他（具体的に記述してください）

【B・設問2－(6)】上記の設問(4)で、「見直しは難しい」あるいは「見直しの必要性を感じていない」(cかd)とお答えの方に伺います。それはどのような理由からですか。該当するものを記号でお答えください。〔回答選択数：3個まで〕

- a 現代の社会情勢に沿った内容だから
- b 学校の実態に適合しているから
- c 校長の生徒指導方針を反映した内容だから
- d 用語に不適切な表現がないから
- e 定期的な見直しを定めた時期ではないから
- f 見直しをしたばかりだから
- g 学校内で見直しの機運が醸成しないから
- h 地域や同窓会などの反発が予想されるから
- i その他（理由を具体的に記述してください）

### 「成年年齢の引下げ」に伴う生徒指導上の課題について

【B・設問3－(1)】「成年年齢の引き下げ」が導入されることについて、生徒指導上、現状ではどのように捉えていますか。該当するものを記号でお答えください。

〔回答選択数：1個〕

- a 重要な変化であり、既に対策の検討に着手している
- b 重要な変化であるが、対策には未着手である
- c 校則等や生徒指導基準等の見直しが必要になると想定している
- d 既に定時制などにおいて経験していることで、新たな対策の必要は感じていない
- e その他（考えられる影響等を具体的に記述してください）

【B・設問3－(2)】「成年年齢の引き下げ」が導入されることにより、学校において主に生徒指導上の観点から、「成年年齢に達した生徒」（以下、「成年生徒」という）の新たな課題になると想定されることには、どのようなものがあると考えますか。該当するものを記号でお答えください。

〔回答選択数：3個まで〕

- a 学費の支払いなど、法律上の責務を負う者が保護者から生徒へ変わることへの課題
- b 問題行動に対する指導など、学校と保護者の関係に変化が生じることへの課題
- c 成年生徒と保護者との意見が異なる場合に、どちらの意見を優先するかに係る課題
- d 在校中に生徒の立場が変わることで、特に保護者との関係について生じる課題
- e 重要事項の意思決定が成年生徒により行えることによる、様々な手続上の課題
- f たとえ法的に成年とはいえ、保護者の意見を尊重せざるを得ないことに係る課題
- g 18歳の誕生日の到来時期によって、生徒への対応が異なることについての課題
- h 特に大きな課題は想定していない
- i その他（想定される課題を具体的に記述してください）



【B・設問3-(3)】「成年年齢の引き下げ」への対応に関する検討を深める上で、考察に必要なとなる“材料”としてどのようなものがあると考えますか。該当するものを記号でお答えください。〔回答選択数：3個まで〕

- a 影響を受ける他の法令（少年法や青少年保護育成条例）との関連性
- b 生徒が成年到達後の保護者の立場（呼称を含めて）の変化
- c 生徒指導・進路指導における保護者の取扱い
- d 生徒による契約行為の有効化に伴う経済活動や責任ある社会活動に関する指導
- e “保護者”への制度に関する情報提供や意識啓発
- f 特に思いつかない
- g その他（考えられる観点を具体的に記述してください）

### 新型コロナウイルス感染症対策に伴う生徒指導上の課題について

【B・設問4-(1)】主に生徒指導上の観点から、新型コロナウイルス感染症対策が生徒たちの心身に与えたダメージやそれに起因すると思われる現象として、考えられることや懸念されることについて、該当するものを記号でお答えください。

〔回答選択数：5個まで〕

- a 自分の健康や感染への不安に関すること
- b ストレスから起こる心身の不調に関すること
- c 進路や将来への不安に関すること
- d 学習の遅れに関すること
- e 人間関係構築の遅れに関すること
- f 生活習慣の乱れに関すること
- g 体力・運動能力の低下に関すること
- h 部活動での大会や発表機会の喪失に関すること
- i 部活動の実施や運営に関すること
- j 特にない
- k その他（考えられることを具体的に記述してください）

【B・設問4－(2)】上記の設問(1)でご回答いただいた事案や懸念されることに対して、「効果的だった」「効果的だと思われる」と考える対応策や解決策について、該当するものを記号でお答えください。〔回答選択数：5個まで〕

- a 学校からの連絡や学習課題提供による支援
- b 教員との面談による支援
- c 教員とのオンライン相談による支援
- d スクールカウンセラーによる支援
- e スクールソーシャルワーカーによる支援
- f d・e以外の外部人材による支援
- g 保護者や家庭による支援
- h 自治体等の地域社会による支援
- i 特に効果的な支援はない
- j その他（対応策や解決策を具体的に記述してください）

【B・設問4－(3)】現在、私たちが経験している「新型コロナウイルス感染症対策」を通じて、主に生徒指導上の観点から教訓的に学び取ることになった、今後活かせるメッセージがありましたらご紹介ください。〔自由記載〕

自由記載

### 設問の趣旨 ☆ C 生徒指導と『働き方改革』

生徒たちが自己肯定感や自己有用感を身に付け、周囲との良好な関係を形成しながら自らの責任と判断で行動できるように、一人ひとりの人格的な成長を目指して、私たちは日々の指導や支援に努めており、これを厭うものではないことは言うまでもありません。

しかしながら、この本質的な「生徒指導」に充てるべき時間や手間を奪い去る雑事やクレーム対応、そして理不尽な要求などが学校現場を困惑させたり、本来の教育力の低下を招くなどの、残念な傾向が見られるのではないのでしょうか。このカテゴリーでは、「対応せざるを得ない状況」や「回避しにくい関係性」などから発生する“業務”にスポットを当てつつ、『働き方改革』の観点を含めた、今後の「生徒指導」の在り方の考察を目的とします。

【C・設問1】生徒指導上の業務と『働き方改革』の推進について

【C・設問2】生徒指導に関わる『働き方改革』の取組みについて

## 生徒指導上の業務と『働き方改革』の推進について

【C・設問1-(1)】校務の内、広義に『生徒指導』と位置付けられて日常的に行われている“業務”が、いわゆる「教員の多忙感」を招いたり、『働き方改革』推進の阻害要因になったりする場合がありますか。該当するものを記号でお答えください。〔回答選択数：1〕

- |      |      |             |
|------|------|-------------|
| a ある | b ない | c どちらともいえない |
|------|------|-------------|

【C・設問1-(2)】上記の設問(1)で「ある」とお答えの方に伺います。それは具体的にどのような“業務”ですか。該当するものを記号でお答えください。

〔回答選択数：5個まで〕

- |                     |                  |
|---------------------|------------------|
| a 生徒との面談            | b 巡回指導           |
| c 保護者への連絡・面談        | d 時間外の生徒・保護者対応   |
| e 問題行動に対する事実確認      | f 生徒指導に係る会議      |
| g スクールカウンセラー等との連絡調整 | h 関係機関との連絡調整     |
| i 地域との関係や連絡調整       | j 校外での指導         |
| k 苦情への対応            | l 調査・アンケートの集計・評価 |
| i その他（具体的に記述してください） |                  |

【C・設問1-(3)】上記の設問(2)でお答えいただいた“業務”を教員の負担軽減や合理的な解決を実現しながら処理・対応するためにはどのような方策が有効であると考えますか。該当するものを記号でお答えください。〔回答選択数：5個まで〕

- |                                       |                     |
|---------------------------------------|---------------------|
| a 校内担当職員の増員                           | b 生徒指導を専任する教諭等の配置   |
| c 弾力的な勤務時間の割振りや変更                     |                     |
| d 留守番電話などの導入による勤務時間の明確化               |                     |
| e 校内の役割分担（機能的な生徒指導体制）                 |                     |
| f 教育相談体制の組織化                          | g スクールカウンセラー等の配置や拡大 |
| h 教育相談コーディネーター（特別支援コーディネーターの生徒指導版）の養成 |                     |
| i 養護教諭の加配                             | j 教員以外の業務サポーターの配置   |
| k スクールロイヤールの配置や拡大などによる法的支援の充実         |                     |
| l 関係機関会議の精選                           | m 調査・アンケートの精選       |
| n 学校の役割(できること・できないこと)の明確化と教職員の意識改革    |                     |
| o その他（方策を具体的に記述してください）                |                     |

## 生徒指導に関わる『働き方改革』の取組みについて

- 【C・設問2-(1)】 貴都道府県、自治体の教育委員会など学校の設置者が積極的に導入したり、私立学校も合わせて各学校が工夫したりすることによって実践している、主に生徒指導に関する『働き方改革』の具体的な取組みがあればお答えください。〔自由記載〕

自由記載

- 【C・設問2-(2)】 都道府県、自治体の教育委員会や学校の設置者が『〇〇〇と言ってくれたら』『□□□という姿勢を示してくれれば』教育現場における「働き方改革」が大いに推進される、というご意見やアイデアがあればご紹介ください。

〔自由記載〕

自由記載

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。